

情報公開規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、株式会社 Hayakawa（以下「当社」という）の情報公開に関する基本的な事項を定め、透明性の高い経営を実現し、社会的信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社の全ての役員および従業員（以下、「社員」という）に適用される。

第2章 情報公開の基本原則

第3条（公開の原則）

当社は、法令および社会的要請に基づき、適時かつ適切な情報公開を行う。

第4条（正確性と透明性）

公開する情報は、正確であり、分かりやすく提供するものとする。

第5条（公平性）

情報は、公平かつ平等に公開し、特定の者に対して優先的な情報提供を行わない。

第3章 情報公開の範囲と方法

第6条（公開情報の範囲）

当社が公開する情報は、以下のとおりとする。

1. 経営方針および経営戦略
2. 財務情報および業績
3. 事業活動に関する情報
4. コーポレート・ガバナンスに関する情報
5. 社会的責任（CSR）活動に関する情報

6. その他社会的に重要と認められる情報

第7条（非公開情報）

以下の情報は、原則として非公開とする。

1. 個人情報およびプライバシーに関する情報
2. 営業秘密および技術情報
3. 契約上の秘密保持義務がある情報
4. 法令で非公開とされている情報

第8条（公開方法）

情報公開は、以下の方法により行う。

1. 当社ウェブサイトへの掲載
2. プレスリリースの発行
3. 報告書やパンフレットの配布
4. 説明会や記者会見の実施

第4章 情報公開の手続き

第9条（情報の収集と確認）

公開する情報は、関連部署が正確かつ最新の情報を収集し、必要な確認を行う。

第10条（承認手続き）

情報公開は、所定の承認フローに従い、適切な権限者の承認を得るものとする。

第11条（公開時期）

情報は、適切な時期に公開し、不適切な遅延を避ける。

第5章 情報管理とセキュリティ

第12条（機密情報の保護）

社員は、非公開情報の漏洩を防止するため、情報セキュリティポリシーを遵守する。

第 13 条（情報管理責任者）

当社は、情報管理責任者を任命し、情報の適切な管理を監督させる。

第 6 章 役割と責任

第 14 条（経営陣の責任）

経営陣は、情報公開の重要性を理解し、適切な情報公開が行われるよう指導・監督する。

第 15 条（社員の責任）

社員は、本規程を理解し、情報公開に関する業務を適切に遂行する。

第 7 章 罰則

第 16 条（懲戒処分）

本規程に違反し、不適切な情報公開や情報漏洩を行った者に対しては、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

第 8 章 教育および監査

第 17 条（教育訓練）

当社は、社員に対して情報公開に関する教育および訓練を定期的実施する。

第 18 条（内部監査）

情報公開の適正性を確保するため、内部監査を実施し、必要な改善措置を講じる。

第 9 章 附則

第 19 条（改定）

本規程は、必要に応じて見直し、改定するものとする。

第20条（施行）

本規程は、2022年11月1日より実施する。